



® 令和7年 2月14日(金)  
(2025年)

No. 16322 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円  
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆知財の常識・非常識 ⑤4

令和以降の商標関係判決について…………… (1)

☆ [春宵一刻] 世界が驚嘆した江戸民衆の知 (8)

知財の常識・非常識 ⑤4

# 令和以降の商標関係判決について

桜坂法律事務所

弁護士 服部 謙太郎

## 1 はじめに

今回は、令和以降の商標関連裁判例というテーマで、令和元年(平成31年)1月1日以降の裁判例について分析した場合、何らかの傾向が見いだせるかについて調べてみました。

商標実務関係者の方々と話をしていると、①裁判所は結合商標の分離観察を特許庁よりも積極的に認

める傾向にあるのではないかと、②近時特許庁・裁判例ともに3条の審査が以前よりも厳しくなったのではないかと、という議論になります。

①の結合商標の分離観察については、最判平成20年9月8日裁判集民事228号561頁〔つつみのおひなっこや事件〕は「複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分

## 令和6年 職員録

編集・発行 国立印刷局  
2024年12月刊 A5判



### 上巻 中央官庁等

立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。  
978-4-17-073701-0 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

### 下巻 都道府県・市町村等

都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。  
978-4-17-073702-7 税込価格 14,960円(本体価格 13,600円 消費税(10%)1,360円)

## 法令全書

編集・発行 国立印刷局 B5判 定価 8,910円(本体価格 8,100円 消費税(10%) 810円)

令和6年12月号(令和7年1月25日発行)及び令和6年総目録(令和7年3月中旬発行予定)をもって、廃刊となります。

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島6丁目7-15 <http://www.gov-book.or.jp>



の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべき」と判示しました<sup>1</sup>。この最高裁判決以降、(特に特許庁において)結合商標の分離観察が認められない傾向にあるのではないかと、個人的には感じていました。

しかし、平澤卓人弁護士の裁判例の分析<sup>2</sup>では、「つつみのおひなっこや最高裁判決の直後の時期を除くと、同判決により分離して比較することが許容されないのは、文字が一連であって分離していない事案に限定されていると思われる。その意味で、少なくとも侵害訴訟においては、つつみのおひなっこや最高裁判決の射程は限定的に解されているようである」と述べています。また、中川隆太郎弁護士の裁判例の分析<sup>3</sup>でも平成21年以降、上記原稿の執筆時点で確認した知財高裁判決146件中、分離観察を認めた割合は、平成21年～平成25年：55% (66件中33件)、平成26年～平成30年：69% (42件中29件)、平成31年～令和5年7月末：70% (44件中31件)とされており、近時分離観察が認められる傾向にあるという結論を述べられています。また、天野研司判事による近時の一行商標に関する審決取消訴訟の裁判例の傾向分析<sup>4</sup>では、「もはや一行商標といえども、知財高裁は分離観察を多用している」と結論付けています。このように、近時の裁判例の傾向を分析した先行論文では裁判所(特に知財高裁)は分離観察を認める傾向にあるといえそうですが、このような傾向は特許庁の審決の傾向と相違するのでしょうか。

これらの裁判例の審決でも分離観察を認めているのであれば特許庁と裁判所の判断傾向は同様であるといえますし、審決では分離観察を認めていないのに判決では分離観察を認めているのであれば特許庁と裁判所の判断傾向が異なる(裁判所の方がより積極的に分離観察を認める)といえるかもしれません。また、中川弁護士及び天野判事の裁判例の分析は審決取消訴訟について検討していますが、商標権侵害訴訟では傾向は異なるのでしょうか。上記①についてはこのような問題意識から裁判例を分析してみました。

②については、齊藤範香弁理士の「商標の枯渇に関する実証研究—食品分野のオノマトペ商標を題材とした分析—」(一橋法学23巻第2号701頁)では、食品分野では少なくともプラス評価のオノマトペ商標(「カリカリ」等の商標)は103語中74語が登録されている(登録率74%)ことからすると枯渇状態にあるといえるのではないかと分析しています。私見では、このような状況の背景事情としては、過去の特許庁の識別力に関する審査が緩すぎた(同論文の集計結果からするとオノマトペ商標の多くが2020年以前の出願(特に2000年以前の出願が多い)です)ことが挙げられる一方、近時(特に2020年以降)特許庁の3条に関する審査は厳しくなっているようにも思えます。このような3条に関する判断の傾向は裁判所ではどうなのか、というのが②に関する問題意識です。

このような①②の問題意識に加え、また、③審決取消訴訟を提起・侵害訴訟の地裁判決につき控訴検討をする際、知財高裁が審決を取り消す確率・控訴を認容する確率がどのくらいあるのか、という質問を依頼者から受けることがあるため、統計的にはどれくらいの認容率にあるのかを調査してみました。

もとより、裁判所の判決は個別具体的な事実関係に基づき判断をしており、裁判所の判断等について一定の傾向を探ることやそれに基づく予測をすること自体がナンセンスなのかもしれませんが、ご笑覧いただけると幸いです。

## 2 調査結果

### (1) 調査方法

最高裁の知的財産裁判例集のページで、平成31年1月1日から令和6年12月31日までを対象期間とし、「権利種別」として「商標権」を選択して表示された裁判例を対象としました。上記期間の検索結果は、本原稿執筆時では352件となりました。もっとも、これらの裁判例を分析すると、発信者情報開示請求訴訟や、契約に基づく商標権の移転等を求めた事例等も含まれていました。本来これらの裁判例を除外すべきなのかもしれませんが、私の力不足と分析のための時間が足りなかったため、一応これらの裁判例をすべて分析対象としました。



## (2) 分類結果

## ア 裁判所ごとの件数

令和元年から令和6年までの裁判例を裁判所ごとに集計すると以下の表1のとおりとなりますが、大阪地裁及び大阪高裁の裁判例の商標権に関する判決<sup>5</sup>件数は非常に少ないことがわかります。

## イ 民事訴訟(ワ号事件及びネ号事件)の請求認容率及び控訴審認容率

上記の東京地裁及び大阪地裁の裁判例合計92件<sup>6</sup>中、請求棄却または訴え却下となった裁判例は31件でしたので、請求認容(一部認容を含む)率は約66.3%でした。ただし、これらの裁判例の中には商標権侵害について判断していない事例も含まれます。また、請求棄却となった事例の多くは権利濫用等が問題となった事例であり、商標が非類似であることが理由として請求棄却となった事例はあまり多くありません(後述のエを参照ください)。

また、控訴審判決31件中、原判決と実質的に異なる判断が示された件数<sup>7</sup>はわずか5件(約20.8%)でした。

これらの裁判例のうち、4件は原審で権利濫用の成立を認めた事例につき権利濫用は成立しないとした裁判例(知財高判令和3年8月18日(令和3年(ネ)10013号)[現代の理論事件]、知財高判令和4年11月30日(令和2年(ネ)10017号)[守判事件]、知財高判令和6年4月10日(令和4年(ネ)10117号)[東京芸術センター事件])で、もう1件は「本件ウェブページは、日本からの食材の輸出という役務の広告というべきであり、仮に被告各表示を本件すし店の役務の広告であると考えた場合でも、当該

役務は国外で提供される役務であるから、原告各商標の国内における出所保護機能を害するものではないため、本件ウェブページ掲載行為は、商標法2条3項8号に該当しないから、被告が原告各商標を「使用」したということとはできないし、実質的にみても、原告各商標権を侵害するものではない」等として商標権侵害の成立を認めた原判決を取り消し、原告の請求を棄却した事件(知財高判令和6年10月30日(令和6年(ネ)10031号)[すしざんまい事件])です。

このように、控訴審で原審と異なる判断がされた理由は権利濫用や使用の該当についての判断がわかれたことによるもので、商標の類否について地裁と高裁で判断が分かれた事例はありませんでした。

## ウ 審決取消訴訟での審決取消率

審決取消訴訟に関する裁判例229件中、審決を取り消したのは47件(約20.5%)でした。

このうち、不使用取消審決に関する裁判例が18件、3条に関連する裁判例<sup>8</sup>が7件ありました。

3条に関する裁判例としては、3条1項3号の適用を認めた事例が4件(知財高判平成31年2月27日(平成30年(行ケ)10143号)[LOG事件]、知財高判令和元年5月30日(平成30年(行ケ)10176号)) [リプーター事件]、知財高判令和4年5月19日(令和3年(行ケ)10100号)[Scrum Master事件]、知財高判令和5年9月7日(令和5年(行ケ)10030号)[くるんっと前髪カーラー事件])、3条1項3号及び4条1項16号に該当することを否定した事例が1件(知財高判令和6年4月11日(令和5年(行ケ)10115号)[Nepal Tiger事件])及び商標法3条2項の適

判決 言渡年	東京地裁	大阪地裁	大阪高裁	知財高裁(そのうち 控訴審判決の件数)	合計
R1	10	4	1	35 (2)	50
R2	13	1	0	40 (7)	54
R3	13	4	0	51 (4)	68
R4	11	3	1	40 (4)	55
R5	16	4	0	43 (5)	63
R6	10	3	2	47 (5)	62
合計	73	19	4	256 (27)	352

表1 裁判所ごとの判決件数

用を認めた事例が2件(知財高判令和元年7月3日(平成31年(行ケ)10004号)[EQ事件]、知財高判令和6年10月30日(令和6年(行ケ)10047号)[ゴジラ立体商標事件]となります。

4条1項11号が争点となり審決を取り消した裁判例は18件で、そのうち、4条1項11号に該当すると判断した事例は13件、該当しないと判断した事例は5件でした(紙幅の関係上個々

の事件名を挙げることはできませんでした。)

エ 民事訴訟で結合商標の分離観察が争点となった裁判例について

判決文を私が分析した結果、結合商標の分離観察が問題となった民事訴訟(地裁侵害訴訟及び控訴事件)は私の分類では16件ありました。これらの事例の結論等を表にまとめると以下の表2のとおりとなります。

事件番号	分離観察の可否	類否判断の結論
東京地判平成31年1月31日(平成29年(ワ)第4106号)	原告商標につき分離観察、被告標章1、2、4、7分離観察、被告標章3、8分離観察否定	被告標章1、2、4、7類似 被告標章3、8非類似
東京地判平成31年2月22日(平成29年(ワ)15776号)	被告標章2につき分離観察	被告標章1及び2類似
大阪地判平成31年3月14日(平成30年(ワ)4954号)	原告商標につき分離観察否定	被告標章非類似
東京地判平成31年4月10日(平成30年(ワ)11204号)	原告商標につき分離観察	原告商標と引用商標が類似するとして商標無効の抗弁成立
東京地判令和元年10月2日(平成29年(ワ)38481号)	被告標章1ないし5につき分離観察	原告商標と被告標章は類似(ただし26条1項3号該当)
大阪地判令和元年10月3日(平成31年(ワ)256号)	本件商標及び被告各商標について分離観察否定	原告商標と被告標章は類似
東京地判令和2年2月20日(平成30年(ワ)15781号)	被告標章2につき分離観察否定	原告商標と被告標章2は非類似
東京地判令和3年6月17日(平成31年(ワ)第11130号)	被告標章1につき分離観察否定(その他の被告標章についても分離観察否定)	原告商標と被告標章は非類似
東京地判令和3年7月14日(令和2年(ワ)18003号)	本件標章1につき分離観察	原告商標と本件標章は類似
東京地判令和4年1月20日(令和3年(ワ)11663号)	本件標章につき分離観察	原告商標と本件標章は類似
東京地判令和4年1月28日(令和2年(ワ)31138号)	被告主張表示1ないし15につき分離観察(ただし不競法2条1項1号の成否の判断であり、商標権侵害については判断がされていないため、厳密には分離観察の事案ではない)	原告主張表示と被告主張表示は類似
東京地判令和4年1月31日(令和2年(ワ)1160号)	被告標章1及び2につき分離観察	原告商標1及び2と被告標章1及び2は類似
東京地判令和4年3月18日(令和元年(ワ)34096号)	被告標章Ⅰにつき分離観察、被告標章Ⅱにつき分離観察否定、被告標章Ⅲにつき分離観察	原告商標と被告標章Ⅰは類似、原告商標と被告標章Ⅱは非類似、原告商標と被告標章Ⅲは類似
東京地判令和5年1月31日(令和4年(ワ)70046号)	本件標章につき分離観察	本件商標と本件標章は類似
大阪地判令和6年1月17日(令和4年(ワ)16062号)	被告標章2及び3につき分離観察、被告標章4につき分離観察否定	本件商標と被告標章2及び3は類似、本件商標と被告標章4は非類似
東京地判令和6年5月22日(令和5年(ワ)70130号)	被告標章1、3及び4につき分離観察	本件商標と被告標章1、3及び4は類似

表2 結合商標の分離観察が争点となった民事訴訟



このように、商標権侵害訴訟の場合、複数の被告標章につき侵害の成否が争われるため、同一事件においても分離観察を認めるものと否定するものがあるため一概にはいえませんが、地裁の裁判例でも分離観察を認める事例の方が比較的多いといえるのかもしれませんが。また、一般論として商標権侵害訴訟等においては審決取消訴訟よりも取引の実情に関する主張・立証がされ、このことが分離観察の可否について影響を与えるのではないかと思われれますが、これらの事例ではこのことが特に影響したと思われる事例はありませんでした(強いて言えば東京地判令和4年1月31日(令和2年(ワ)1160号)[KENT事件]でしょうか)。

#### オ 審決取消訴訟で分離観察が争点となった裁判例について

審決取消訴訟で分離観察の可否が問題となった事例は62件でした。これらのうち、令和6年6月までの裁判例は中川弁護士のnote<sup>9</sup>で紹介されています。令和6年6月以降に分離観察が争点となった事例は以下の表3の4件です。

これらの裁判例のうち、知財高判令和6年8月5日〔ジムニーファン事件〕では、「ところで、結合商標の構成部分の一部が、取引者・需要者に対して商品・役務の出所の識別標識として強く支配的な印象を与える場合、当該一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断するという手法が妥当することはある(最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7

号5009頁、最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照)。これを本件について見るに、確かに、J i m n y 商標(「J i m n y (ジムニー)」)がスズキ社の製造販売するオフロード車の名称を表示するものとして、我が国の幅広い年齢層の自動車ユーザー等の間で広く知られていたことは上記のとおりであり、したがって、仮に、J i m n y 商標が「自動車」に使用された場合を想定すれば、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えると判断することには十分な理由があるといえる。しかし、本件で問題とすべきは、本願商標を本願補正商品に使用したときに、取引者・需要者が出所識別標識としていかなる認識を有するかということである。このような観点から考えると、まず、客観的な事実として、スズキ社を含む自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を発行している事実は認められない。のみならず、原告代表者によれば、スズキ社を含む自動車メーカーは、前述したジムニーのカスタマイズ市場(上記2(2)ア参照)等に係る業務に対して、第三者の活動を側面から援助することはあっても、主体的に関わることは避けていることがうかがわれる。このような中、本願商標を使用した本願補正商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等が発行主体となっている(可能性がある)と認識するとは考え難い(そのような認識を基礎づける

事件番号	分離観察の可否	類否判断の結論
知財高判令和6年7月8日 (令和5年(行ケ)10087号)	本件商標につき分離観察	本件商標と引用商標は類似
知財高判令和6年7月31日 (令和6年(行ケ)10032号)	本願商標につき分離観察、引用商標1及び2につき分離観察	本願商標と引用商標1及び2は類似
知財高判令和6年8月5日 (令和6年(行ケ)10007号)	本願商標につき分離観察 否定	本願商標と引用商標は非類似
知財高判令和6年12月10日 (令和6年(行ケ)10066号)	本件商標につき分離観察 否定	本件商標と引用商標は非類似

表3 結合商標の分離観察が問題となった近時の審決取消訴訟

証拠は一切提出されていない。)。なお、オフロード車の改造に関心を有しているであろう本願補正商品の取引者・需要者が本願商標に接した場合、本願商標中の「J i m n y」及び「ジムニー」の部分が、改造のベースとなる車両として強く支配的な印象を与えることは想像に難くないが(実際、本件雑誌がそれを意図していることは明らかである。)、それは「出所識別標識」とは次元の異なる問題であり、「J i m n y」及び「ジムニー」の部分を結合商標の要部として抽出する根拠となるものではない。本件審判が、「本願商標は、その構成中の『J i m n y』の欧文文字及び『ジムニー』の片仮名が強く支配的な印象を与えるものであり、引用商標との類否を判断するに当たって、当該文字を本願商標の要部として抽出し、これを引用商標と比較して商標の類否を判断することも許される」とした判断は、「商品の出所の識別標識として強く支配的な印象を与える場合」に結合商標の要部認定を認める前記最判の趣旨を正解しないものといわざるを得ない。」と判示しています。このような取引の実情を踏まえ出所の混同等について検討をする事例がある、ということには留意する必要があるのではないのでしょうか。

知財高判令和6年8月5日(令和6年(行ケ)10007号)[アイデンタルクリニック事件]では、「商標法4条1項11号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものである。このことは、複数の構成部分を組み合わせさせた結合商標と解されるものであっても、基本的に異なるものではないが、①商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、②それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合、③商標の

外観等に照らし、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、その一部を略称等として認識する結果、当該構成部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすと考えられる場合などには、商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することが許されるというべきである。」と、前述のつつみのおひなっこや最判が示した2類型に加え、第3の類型も提示していることには留意が必要かもしれません<sup>10</sup>。

また、62件の裁判例のうち、審決が取り消された事例は18件(約29%)となります。ウで前述したとおり、審決が非類似と判断したものに付き知財高裁が類似と判断した事例が13件、審決が類似と判断したものに付き知財高裁が非類似と判断した事例が5件となりました。

請求棄却(知財高裁と審決の結論が一致)となった裁判例44件については、分離観察を認めて4条1項11号等に該当することを認めた事例が29件、分離観察を認めなかった事例が15件となります。このため、知財高裁が分離観察を認めた事例は42件(約67.8%)、分離観察を認めなかった事例は20件となりました。

これらの結論からすると、今回検討の対象となった事例においては、①知財高裁と審決の判断はおおむね合致しますが、②審決よりも知財高裁の方が分離観察をより認める傾向にあるのではないのでしょうか。

カ 3条該当性が問題となった裁判例について

3条該当性が問題となった裁判例は53件ありましたが、前述のウで述べたとおり、審決と裁判所の判断が相違した事例はわずか7件で3条に関する知財高裁と審決の判断傾向は概ね一致しているといえるのかもかもしれません。

### 3 終わりに

このような分析をするまで、私は侵害訴訟や審決



取消訴訟にまで至らず、和解あるいは特許庁の審判までに解決する事例がほとんどであり、裁判所で争われる事例はイレギュラーな事案が多いため、裁判所の判断はともすれば特許庁の審決を前提とした判断の「相場観」と食い違うことが多々あるのではないかと危惧していました。しかし、わずか6年間、352件の裁判例を分析したにすぎず、また、個々の事案に対する深い分析もできていないため、どこまで一般化することができるかはわかりませんが、裁判所と特許庁の審決にはそれほど差がないようにも思われました。今後も可能であれば事例を集積していきたいと考えております。

ます。なお、上記ジムニーファン事件も含め、これら3件の裁判例はいずれも知財高裁第4部の判決です。

—つづく—

※⑬は2024年12月11日付掲載

- 1 この最高裁判決の判示内容と従前のリラ宝塚事件最判(最判昭和38年12月5日民集17巻12号1621頁)及びSEIKO EYE事件(最判平成5年9月10日民集47巻7号5009頁)の関係性をどのように解すべきかが議論となりますが、代表的な説としては区別説(高部眞規子『実務詳説商標関係訴訟』(第2版、金融財政事情研究会、2023年)66頁)や例示説(横山久芳「商標の類否判断の基準と手法(2・完)」民商153巻6号(2018年)929頁)が挙げられます。
- 2 平澤卓人「商標権侵害訴訟における商標の類似性要件の実証的研究」知的財産法政策学研究57巻(2020)
- 3 中川隆太郎「商標登録に向けて何を検討すべきかー結合商標の分離観察の基本と応用」ジュリスト1589号88頁(2023)
- 4 天野研司「一行商標の分離観察」(L&T別冊知的財産紛争の最前線No.10民事法研究会、2024)74頁
- 5 前述のとおりこれら地裁の裁判例には信者情報開示請求訴訟や、契約に基づく商標権の移転等を求めた事例等も含まれています。
- 6 厳密には反訴請求がされている事件もあるため、事件数は若干変動します。
- 7 控訴一部認容判決のほとんどが損害額が変わった事件です。
- 8 3条各号のいずれに関するものかについては時間が足りず分類できませんでした。
- 9 <https://note.com/nakagawaryutaro/n/ndeb50a3b35b7>
- 10 知財高判令和5年11月30日(令和5年(行ケ)10063号)〔遊VENTURE事件〕も同様の判示をしてい